



なぜ、 こども・子育てどまんなか条例 をつくったの？

見附市ではこれまで、学校と家庭、地域の連携を強化し、地域の人材と資源を活かして教育の質の向上を図る「共創郷育」の理念のもとで、おとなが総がかりでこどもの育ちを支える取組を推進してきました。

改めて、こどもの権利や子育て支援の基本理念を示すことで、市民全員が子育てへの関心をさらに高め、こども・子育てを社会の「どまんなか」におきながら、保護者、行政はもとより、地域、事業者等社会全体でこどもや子育てを支え、こどもが「見附市に育ってよかった」と誇りを持ち、子育て世代が「見附市に住みたい、住んでよかった」と思えるまちの実現を目指して条例を制定しました。

この条例は、アンケートやワークショップでこどもたちの声を聴き、学識経験者、事業所、地域コミュニティ、ボランティア団体、人権関係団体、学校・認定こども園、福祉関係団体などの各関係者や公募市民で構成する「条例制定検討委員会」で内容を話し合って、作り上げました。



見附市は、 新潟県のどまんなか

※
見附市は、新潟県のどまんなか位置していることから、こども・子育てを“どまんなか”に据えた地域社会の実現を目指します。
※新潟県の重心点が見附市にあります。

いつでも相談できます

〈相談先 (令和6年4月1日現在)〉

人権について(虐待、いじめなど)

24時間子供SOSダイヤル
TEL.0120-0-78310

県立教育センター
いじめ・不登校等悩み事相談テレフォン
TEL.025-263-4737
(平日9:10~16:00)

新潟県いじめ・不登校等相談メール
ijime@mailsoudan.org

心がいたいとき、だれにも相談できないとき、
一人で悩まずご相談ください。秘密は守ります。

妊娠、出産、子育て、 虐待などについて

見附市こども家庭センター
(見附市教育委員会こども課内)
TEL.0258-62-1700
(平日8:30~17:15)

教育・学校に関する相談 (いじめ、不登校、特別な支援など)

見附市教育委員会学校教育課
TEL.0258-62-1700(平日8:30~17:15)
青少年育成センター
TEL.0258-62-5739(平日9:00~16:00)

新潟県いじめ対策ポータル

LINE公式アカウント

いじめ見逃しゼロ県民運動



作成
発行

見附市教育委員会こども課
〒954-8686 新潟県見附市昭和田2丁目1番1号

こども・子育てどまんなか条例
ホームページ▶



発行/令和6年9月

見附市こども・子育て どまんなか条例



笑顔かがやくまちみつけ



見附のイメージ
キャラクター
「ミツケ」

皆さんの立場に応じた役割を知り、考えていただき、
「共創郷育」の理念のもと、
みんなで一緒にこどもの「笑顔かがやくまちみつけ」を
作っていきましょう！

※条例・・・市などが定めた決まりごとや大切にしている考えなどをとりまとめたもの

※「共創郷育」・・・学校や家庭、地域の連携を強化し、地域の人材と資源を活かして教育の質の向上を図ること
見附市教育委員会の理念を表す造語



見附市子ども・子育て どまんなか条例

子育てするならやっぱりみつけ

市はこれらのことを実施し、子ども・子育てを支える環境づくりを行います。

子どもが様々な経験や多世代との交流ができる機会の提供(第9条)

子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境の整備(第9条)

子どもが遊び、学び、活動できる居場所や施設の整備(第9条)



子育て支援センター

保護者や子育て家庭への支援(第10条)

支援を必要とする子どもへの支援(第11条)

相談体制の整備(第12条)

子どもの社会参加(第13条)

切れ目のない支援(第14条)



子ども家庭センター

PLAY LAB MITSUKE

プレイラボみつけ

放課後や休日に利用できる遊びと学びの場です。プレイラボみつけでは、キッズサポーターなど、子どもの声をきいて運営に反映しています。



遊びにきてね!

4つの基本理念(なにを目指すの?)(第3条)

1. 子どもの権利を尊重します。
2. 子どもの思いや意見を大切にして、一緒に考えます。
3. 安心して子育てができる環境づくりをします。
4. みんなが、それぞれの役割を理解して子どもや子育てを応援します。

学校等(第7条)

- 自分の権利及び他人の権利を尊重することを学び、
子どもが確かな学力、豊かな心、
健やかな体などが調和した生きる力を
身に付けることができるよう努める。
- 積極的に地域と交流するよう努める。



事業者(第8条)

- 保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努める。
- それぞれの取組に協力し、
子ども・子育てを応援するよう努める。



市民(第6条)

- 地域の子どもたちに関心を持ち、
健やかに育つ環境づくりに努める。
- 地域との関わりの中で
子どもの育ちを支援する取組に協力し、
子ども・子育てを応援するよう努める。



見附市(第4条)

- 総合的な施策を実施し、保護者、市民、学校等、事業所の役割を果たせるよう、必要な支援と調整を行う。



子どもの権利条約・こども基本法「こどもの権利」

1. 差別の禁止
 2. こどもの最善の利益
 3. 生命、生存及び発達に対する権利
 4. こどもの意見の尊重
- 等が保障されなければなりません。

事業者(会社など)

子育てに優しい見附企業

市内には、子育て支援に積極的に取り組む「ハッピー・パートナー企業 パパ・ママ子育て応援プラス」に登録・認定されている企業があります。



新潟県



ハッピー・パートナー企業



詳しくは
こちら

地域の人

ファミリーサポートセンター

「子育てを助けてほしい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」が、会員登録をし、地域で助け合いながら活動しています。



地域の人

地域コミュニティ

地域のみんなで子どもを見守り、子どもが安心して楽しく暮らせるまちを目指して活動しています。

